

名称：「イルガツチェフェ」事件

審決取消請求事件

知的財産高等裁判所：平成 21 年（行ケ）10229 号 判決日：平成 22 年 3 月 29 日

判決：請求認容（審決一部取消）

関連条文：商標法 3 条 1 項 3 号、同 4 条 1 項 16 号、同 46 条

キーワード：自他識別力、産地、品質

〔概要〕

原告は、商標：「イルガツチェフェ」（標準文字）、指定商品：第 30 類「コーヒー、コーヒー豆」とする商標登録を無効とした審決に対し、その取消しを求めた。

〔審決〕

本件商標は、単に商品の産地又は品質を表示するものと認められる。この認定が尚早だとしても、少なくとも、将来、取引者・需要者にその商品の産地又は品質であると認識される可能性があり、本件商標は、取引に際し必要適切な産地又は品質を表示するものであって、特定人による独占使用を認めるのは公益上適当でないというべきである。よって、本件商標は、商 3 条 1 項 3 号に該当する。

本件商標は、単に商品の産地又は品質を表示するものであるから、イルガツチェフェ地域で生産されたコーヒー豆・コーヒー以外の「コーヒー豆、コーヒー」について使用するときは、商品の品質について誤認を生じさせるおそれがある。よって、本件商標は、商 4 条 1 項 16 号に該当する。

〔裁判所の判断〕

・商 3 条 1 項 3 号該当性の有無（取消事由 1）について

「イルガツチェフェ」が「コーヒー、コーヒー豆」に用いられる場合、銘柄又は種類を指すものとして用いられることが多いこと、我が国において、「イルガツチェフェ」がコーヒー豆の産地として用いられる場合があるが、その場合でも、上記銘柄又は種類としての「イルガツチェフェ」の産地として用いられることが多いこと、銘柄又は種類としての「イルガツチェフェ」は、エチオピア産の高品質のコーヒー豆・コーヒーについて用いられていることが認められる。

「イルガツチェフェ」という地名は、一般の地図や辞書・事典類にも掲載されておらず、我が国において「イルガツチェフェ」という地名の認知度は低いことを総合すると、本件商標が、「コーヒー、コーヒー豆」に用いられた場合、取引者・需要者は、コーヒー豆の産地そのものというよりは、コーヒー豆・コーヒーの銘柄又は種類を指すものと認識すると認められ、本件商標は自他識別力を有すると言える。

また、銘柄又は種類としての「イルガツチェフェ」は、それがエチオピア産の高品質のコーヒー豆・コーヒーについて用いられている限り、原告による品質管理の下でエチオピアから輸出されたコーヒー豆・コーヒーについて用いられていることになるから、商標権者が原告である限り、その独占使用を認めるのを公益上適当としないということもできない。

・商 4 条 1 項 16 号該当性の有無（取消事由 3）について

産地によってコーヒーの風味が異なることからすると、産地に由来する本件商標を、イルガツチェフェ地域で生産されたコーヒー豆・コーヒー以外の「コーヒー豆、コーヒー」について使用するときは、商品の品質について誤認を生じさせるおそれがあり、審決の判断に誤りがあるということはない。

〔コメント〕

裁判所は、地理的名称である「イルガツチェフェ」について、これが指定商品に用いられた場合には、取引者・需要者が、コーヒー豆の産地そのものというよりは、コーヒー豆・コーヒーの銘柄又は種類を指すものと認識するとして、本件商標の自他識別力を認めた。

関連事件として、平成 21 年（行ケ）10226 号、同 10227 号、同 10228 号。

以上